

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 8 月 26 日

申請者 株式会社アクアライン  
 氏名又は名称 730-0012  
 住所 広島県広島市中区上八丁堀8番8号  
 第1ウエノヤビル6F  
 代表者氏名 代表取締役 大垣内 剛  
 電話番号 082-502-6644  
 FAX番号 082-502-4660  
 メールアドレス shitei@aqualine.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者	✓			

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 8 月 2 6 日

届出者 株式会社アクアライン  
氏名又は名称 〒730-0012  
住 所 広島県広島市中区上八丁堀8番8号  
第1ウエノヤビル6F  
代表者氏名 代表取締役 大垣内 剛 印

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社アクアライン	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
コバヤシ 小林 コウスケ 浩介	第305222号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇五二二二号

給水装置主任技術者免状

本籍 東京都

氏名 小林 浩 介

昭和四十七年九月十日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和二年三月十七日

厚生労働大臣 加藤勝信



●(株)アクアライン 主任技術者選任状況

○…選任中      ●…解任届      ●…選任届

	野中 勇太	藤本 聖彦	熊倉 弘晃	小林 浩介
	293006	212555	271996	305222
1 奈良市	○			
2 大和高田市	○			
3 大和郡山市	○			
4 天理市	○			
5 橿原市	●	●		●
6 桜井市	●	●		●
7 五條市	●	●		●
8 御所市	○	●	●	●
9 生駒市	○	●	●	●
10 香芝市	○			
11 葛城市	●	●		●
12 宇陀市	○	●	●	●
13 平群町	○			
14 三郷町	○			
15 斑鳩町	●	●		●
16 安堵町	○			
17 磯城郡	○	●		●
18 高取町	●	●		●
19 明日香村	●	●		●
20 上牧町	○			
21 王寺町	○	●	●	●
22 広陵町	○			
23 河合町	○			
24 吉野町	●	●		●
25 大淀町	●	●		●
26 下市町	●	●		●